

平成21年度事業評価実施要領

1 趣旨

福島県事業評価実施要綱（以下、「要綱」という。）に基づき、平成21年度において実施する事業評価について、その実施方法などを規定するものである。

2 評価対象施策及び事業

平成21年度の事業評価は、平成21年度重点推進分野事業（当初選定（継続事業含む）81事業）を対象に実施する。

3 評価の視点

要綱第3に定める評価の視点ごとの評価方法は、以下によるものとする。

（1）事業の有効性

事業の成果及び上位の成果により評価するものとする。

ア 事業の成果

事業の成果指標の達成度及びその他の成果により、以下の基準で評価するものとする。

A 達成度高い

目標達成度が80%以上である場合。

若しくは、目標達成度は50%以上80%未満であるが、当該指標以外に、成果について文章による定性的な説明により、期待どおりの成果が得られている場合。

B 達成度中位

目標達成度が50%以上80%未満である場合。

若しくは、目標達成度は50%未満であるが、当該指標以外に、成果について文章による定性的な説明により、概ね期待どおりの成果が得られている場合。

C 達成度低い

目標達成度が50%未満であり、期待した成果が得られていない場合。

イ 上位の成果

上位の成果指標の達成度及びその他の成果により、以下の基準で評価するものとする。

A 達成度高い

上位の目標達成度が80%以上である場合。

若しくは、上位の目標達成度は50%以上80%未満であるが、当該指標以外に、成果について文章による定性的な説明により、期待どおりの成果が得られている場合。

B 達成度中位

上位の目標達成度が50%以上80%未満である場合。

若しくは、上位の目標達成度は50%未満であるが、当該指標以外に、成果について文章による定性的な説明により、概ね期待どおりの成果が得られている場合。

C 達成度低い

上位の目標達成度が50%未満であり、期待した成果が得られていない場合。

(2) 社会経済情勢の変化

近年、事業のニーズが変化していないか、以下の基準により評価するものとする。

A 増加

近年の社会経済情勢の変化（法制度の改正、経済情勢の変化、社会的ニーズの変化等。以下同じ。）を根拠として、事業の必要性が増加傾向にあると判断される場合

B 横ばい

近年の社会経済情勢に変化がなく、事業の必要性に変化がない（高止まり含む）と判断される場合

C 減少

近年の社会経済情勢の変化を根拠として、事業の必要性が減少傾向にあると判断される場合

(3) 県関与の必要性

民間、市町村及び国との役割分担において、今後（本来）当該事業について、どの主体が担うべきであり、その上で、県としてどのような関与形態であるべきかについて、担うべき主体を表示するとともに、以下の基準により評価

するものとする。

(今後の県関与の必要性)

A 直接実施 (委託等を含む)

県が主体となり、直接実施する事業 (民間委託及び指定管理者等による実施を含む)

B 支援

民間、市町村等が主体となり、県は支援等を行う事業

C 関与低い

民間、市町村等、他の主体で実施可能な事業

(4) 総合評価

事業の有効性、社会経済情勢の変化 (ニーズ)、県関与の必要性等に基づき、以下の基準により総合的に判断する。ただし、まだ成果が出現していない新規事業については、総合評価は行わない。

「順調」

概ね期待どおりの成果が得られており (事業の成果が A で上位の成果が A 又は B の場合)、特に課題等もなく、順調に進んでいる事業。

「改善の余地あり」

目標達成に向けて遅れが見られる (事業の成果が B の場合、若しくは、事業の成果が A で上位の成果が C の場合)、又は、事業の一部 (事業の手法等) に改善の余地がある事業。

「見直し必要」

目標達成に向けて大幅な遅れが見られる (事業の成果が C の場合)、又は、事業内容を大きく見直す必要がある事業。

4 事業評価の手順

要綱第 4 に定める評価の実施は、以下によるものとする。

(1) 部局評価

ア 事業を所管する主務課は、施策を構成する評価対象個別事業ごとに「個別事業評価表」(様式 1) を作成する。

イ 各部局等の主管課は、部局等内各課の「個別事業評価表」をとりまとめ、点検を行う。

(2) 中間とりまとめ案

ア 総合計画課は、財政課、行政経営課及び各部局等と意見調整の上、部局評価の妥当性について確認し、中間とりまとめ案を作成する。

イ 中間とりまとめ案は、政策評価システム調整会議で意見調整する。

(3) 事業評価委員会

事業評価委員会は、評価対象事業の中から審議対象事業を抽出選定し、その事業について詳細審議を行い、知事に対して意見具申を行うものとする。

(4) 最終案

ア 事業を所管する主務課等は、事業評価委員会から具申のあった意見を尊重して評価結果の最終案を作成する。

イ 最終案は、政策評価システム調整会議で意見調整する。

5 評価結果の反映状況報告

要綱第8に定める各部局等からの報告は、以下の基準によるものとする。

「推進」

特段の見直しを行わないで事業を継続した場合、又は事業内容や対象が増加した場合

「改善」

手法の改善、又は見直しにより事業内容の一部を変更した場合

「見直し」

事業の対象や意図の変更等、事業内容を大きく見直した場合（大幅な事業量の減少含む）、又は事業を休止若しくは廃止とした場合

6 評価結果等の公表

評価結果の公表については、ホームページへの掲載等により行う。

7 その他

この要領に定めるほか実施に関し必要な事項は、別に定める。